

## 容量市場 容量確保契約約款に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	8	<p>【確認】募集要綱でも同様の確認意見を記載しましたが、発動指令電源の調整係数とアセスメント対象容量の関係について、ご教示ください。</p> <p>例：応札容量 = 2,000kW、調整係数 = 90% ⇒ 約定容量 = 1,800kWの発動指令電源について、実効性テストの結果が計量値ベースで1,500kWだった場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実効性テストの最終結果は、1,500kWとなるか、1,500kW×90% = 1,350kWとなるか、どちらになりますでしょうか。</li> <li>・実効性テスト未達により市場退出となる容量は、1,800 - 1,500 = 300kWとなるか、1,800kW - (1,500×90%) = 450kWとなるか、どちらになりますでしょうか。</li> </ul> <p>※安定電源・変動電源におけるアセスメント対象容量との平仄(応札容量×調整係数 = 約定容量 = アセスメント対象容量)を考えると、どちらも前者だと認識しておりますが、念のための確認です</p>	<p>個々の発動指令電源の期待容量は、調整係数を乗じる前の容量となります。</p> <p>従いまして、ご質問の例では実効性テスト後の契約容量は計量値ベースの1,500kWではなく1,350kWとなり、実効性テスト未達により市場退出となる容量は450kWとなります。(計量値ベースで求められる供給力およびアセスメント対象容量は1,500kWとなります。)</p> <p>また、ご質問の例で調達オークションから参加する場合は、実効性テストの結果が計量値ベースで1,500kWであれば、期待容量および応札できる容量の上限は1,500kWとなります。1,500kWで応札して約定した場合は、約定容量および契約容量は1,350kWとなります。</p> <p>(参考資料) 第33回容量市場の在り方等に関する検討会 「資料4 発動指令電源の調整係数について」をご参照ください。 <a href="https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2021/youryou_kentoukai_haihu33.html">https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2021/youryou_kentoukai_haihu33.html</a></p>
2	15	<p>1地点で安定電源 + 発動指令電源となる場合について、第34回の検討会で示されたようなアセスメント方法を約款上でも明示すべきだと考えます。</p> <p>例えば、安定電源100MW + 発動指令電源20MWの電源があり、安定電源として発電上限 = 100MW、発電計画90MWの状態が発動指令を受令し、発動指令分の20MWを持ち上げた場合、発電実績は110MWとなるが、容量提供事業者的には安定・発動指令どちらもアセスメントクリアとなるが、発電実績を参照すると、結果として安定100MW + 発動指令10MWとして、発動指令側でペナルティとなる可能性がある(が、そうあるべきだと考える)。逆説的に、発動指令が発令されるような逼迫局面において、安定 + 発動指令となる地点に限っては、上記のような安定側で中間負荷状態となることを許容せず、計量実績を安定電源のアセスメント対象容量まで先取りし、残りを発動指令電源の実績として認めるとすることで、逼迫時に十分な供給力が確保されるよう、約款にも当該アセスメント方法の明示が必要だと考えます。もし前述の安定側での尤度を承認すると、180日カウントに埋もれてノンペナルティとなり、供給力不足の状況に対する貢献が充分でない電源に対するペナルティがなく、容量拠出金を支払う小売側の納得感が薄れてしまうと考えられるためです。(募集要綱にも追記が必要)</p> <p>(追記文案) 第18条 1. ① (1) ～～提供する供給力の最大値※ &lt;2ヶ所、両方に注記が必要&gt; ※1地点において、発動指令電源が併存する場合で発動指令が発出されている時間帯は、当該地点の計量値を参照することとします 別紙 ベースラインの算定方法 2. 発電(逆潮流)の場合 ～～ ただし、同一地点に安定電源が併存する場合、安定電源のアセスメント対象容量に相当する計量値をベースラインとする。</p>	<p>ご指摘いただいた内容につきまして、1地点複数応札の場合であっても、安定電源のリクワイアメント・アセスメントが内容変更となるわけではないため、安定電源に関して記載の変更は不要と考えます。</p> <p>一方で、発動指令電源分については、ご指摘のとおりベースラインは安定電源のアセスメント対象容量とするため、約款別紙にその内容を記載いたします。</p>
3	15	<p>第19条 1. ① (1) 供給力の維持における経済的ペナルティの算出式が「容量確保契約金額 × (年間計画停止コマ相当数 - 8,640) × 0.0125%」となっております。</p> <p>この「年間計画停止コマ相当数」は、第18条の「年間停止コマ数」と同じものを指しているという認識でよろしかったでしょうか。</p> <p>(募集要綱の第7章 4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの 4 - 2. (3) ア. (ア) にも同様の表現がございます)</p>	<p>ご認識のとおりです。記載を明確化します。</p>
4	15	<p>原案「発動実績 = 需要抑制の発動実績の総和 × 3 + 発電の発動実績の総和、コマごとの リクワイアメント未達成量 = アセスメント対象容量 × コマごとの未達成率」について、募集要綱案51頁の記載と異なっている(※3の記載箇所)。どちらが正であるのか確認させていただきたい。</p>	<p>約款の記載が正しいため、メインオークション募集要綱の記載を修正いたします。</p>

No.	頁	ご意見	回答
5	17	第22条第5号に「なお、第8条に示す期日の一定期間前までに前号の異議申し立てが解消しなかった場合も、本機関の通知内容に基づき金員の移動を行います」と追加されたが、「一定期間前」について、異議申し立ての解消に十分な期間が確保されるようにしていただきたい。また、「一定期間前」について、具体的な期間については、業務マニュアルにて示されるという理解でよいか。	容量確保契約金額の精算については、容量確保契約金額の通知、経済的ペナルティ額の算定結果の通知、支払金額もしくは請求金額の通知などを通じて、容量提供事業者にて内容をご確認頂くことを予定しております。従いまして、異議申し立ての解消に十分な期間が確保されているものと考えております。具体的な期間等については、今後必要に応じて業務マニュアル等にて公表いたします。
6	17	第22条第5号に「なお、第8条に示す期日の一定期間前までに前号の異議申し立てが解消しなかった場合も、本機関の通知内容に基づき金員の移動を行います」と追加されたが、異議申し立ての解消に十分な期間が確保されない場合、本項における「金員の移動」は暫定的なものとし、「異議申し立て」に係る貴機関と容量提供事業者の調整を打ち切ることなく、その後に「異議申し立てが解消」された場合には、翌月などに再精算する、ことも可能となるよう変更いただきたい。	容量確保契約金額の精算については、容量確保契約金額の通知、経済的ペナルティ額の算定結果の通知、支払金額もしくは請求金額の通知などを通じて、容量提供事業者にて内容をご確認頂くことを予定しております。従いまして、異議申し立ての解消に十分な期間が確保されているものと考えております。なお必要に応じて、本約款第34条（誠実協議）に基づき対応いたします。
7	29	1. ④追記の意図をご教示いただけますでしょうか。 約款第17条③(1) 発動指令電源のリクワイアメントにおいて、発動回数は1日の上限を1回としており、追記案における「発動指令の5時間前～2時間前の時間帯が、一般送配電事業者による供給力の提供依頼の時間帯に重なっていた場合」と相反しています。 これは、1日に1回を超えて一般送配電事業者から協力ベースでの発動依頼がある前提を是として、その場合において、アセスメント結果として複数回のうち最も好成績(発動指令電源提供者にとってペナルティ金額が少ない結果)を登録しても良い、その場合を想定した際に、2日目以降のベースライン算定において、当日補正項の参照時間に別の発動依頼が重複している場合には当日補正なしで成績判定を実施し、その結果を発動指令電源提供者自身で確認し、任意の結果を登録することが可能、といった意図と認識しましたが、正しいでしょうか。	メインオークション募集要綱に記載のとおり、発動指令電源のリクワイアメントに関わらず、一般送配電事業者が発動指令を行い供給力の提供を依頼する場合があります。(ペナルティの対象外)
8	30	「発電（逆潮流）の場合ベースラインは零とする」と記載あるが、安定電源と発動指令電源が同一受電点にてともに参加する場合は、安定電源が先取となるため、必ずしも零とはならない認識だが、正しいか。正しい場合、適切なベースラインのあり方についてもきちんと要綱に記載いただき度い。	1 計量単位にて、安定電源に加えて発動指令電源の1リソースとして電源等情報の登録を行う場合は、安定電源のアセスメント対象容量に相当する計量値を、発動指令電源（電源側）のベースラインとして、発動実績の評価を行います。 発動指令電源のベースラインの詳細については、容量確保契約約款別紙にて記載しておりますので、当該箇所へ記載いたします。
9	14,別紙	発動指令電源の発動実績の算定に用いるベースラインについて、別紙「ベースラインの算定方法」にERABガイドラインと同様な記載があるが、現実的に需要減少となる年末年始およびお盆等がHigh4of5の選定日に含まれている。DRリソースによる発動応動を想定した場合、特に需給ひっ迫が想定される年末年始に操業停止となっている日が選定日に含まれることから、ベースラインが低下する虞がある。 容量市場という全国的な統一ルールで公平なものと理解するものの、一般的に休日と認識されている期間（年末年始、お盆等）はHigh4of5の選定日から除外すべきではないか。 また、上記期間は実際に発動指令がなされても、休日(操業停止)のため応動出来ないリソースが大多数であると思われる、発動可能日から同様に除外すべきではないか。	発動指令電源の対応期間等は、電気事業法第34条の2の規定に基づく使用制限を参考として検討や整理がされております。 容量市場においては、土曜日、日曜日、および祝日を除く9時から20時までを対象としております。

No.	頁	ご意見	回答
10	別紙	<p>ベースラインの算定方法について、「High 4 of 5（当日調整あり）。ただし、第17条③(1)に示す発動指令の5時間前～2時間前の時間帯が、一般送配電事業者による供給力の提供依頼の時間帯に重なっていた場合は、High 4 of 5（当日調整なし）」と記載されており、現状で「High 4 of 5（当日調整なし）」にてデマンドレスポンスするリソースは「現状と同様に供出できない」等の影響を受けると想定される。しかし、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（資源エネルギー庁）にて「代替ベースライン High 4 of 5（当日調整なし）」が定められており、デマンドレスポンス推進の観点から、「第17条③(1)に示す発動指令の5時間前～2時間前の時間帯が、一般送配電事業者による供給力の提供依頼の時間帯に重なっていた場合」以外においても、High 4 of 5（当日調整なし）を認めるべきではないか。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
11	別紙	<p>ベースラインの算定方法について、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（資源エネルギー庁）における「High 4 of 5（当日調整あり）」の記載と一部異なる部分がある。</p> <p>直近 5 日間の選定において DR 実施日から遡る際、ERAB ガイドラインでは「DR 実施日から過去 30 日以内（平日及び土曜日・日曜日・祝日）」であるのに対し、約款別紙では「DR 実施日から過去 30 日以内（平日）」となっている。</p> <p>ERAB ガイドラインの算定方法と異なる記載とした意図についてご教示いただきたい。特段の理由がなければ、ERAB ガイドラインの算定方法と同一とすべきではないか。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>